

2009年度在宅勤務実施方法

在宅勤務の方法

- ・在宅勤務日は**月4日**までとする。
- ・在宅勤務日は**終日在宅勤務(所定労働時間※7時間内、残業不可)**を原則とし、部分時間在宅は認めない。
- ※在宅勤務日は**入社時と同様の時間管理方法**とする。
- ※フレックス勤務は所定勤務時間帯(7時～22時まで)の間であれば事前申請の上可。
- ・在宅勤務日は事前申請とし、当日の申請は認めない。

要件

在宅勤務を申請できるのは次の条件を全て満たす場合。

- ・アドバンス以上の正社員
- ・従業員の自宅で業務遂行することにより、作業効率または生産性の維持が見込まれる者
(仕事に対する自立度に加え、適性があるかどうかも確認)
- ・在宅勤務に適した業務内容をもつ者
(月4回程度、自宅で一人で自律してする個人情報扱わない仕事がある。)

※在宅勤務を希望する場合、「**在宅勤務適性チェックリスト**」により、業務内容、適性、自宅の作業環境などが会社の定めた基準をクリアできるかどうか確認の上可否を判断します。

- ・事前に在宅勤務研修に参加したもの